

令和8年9月通常会議

議案第122号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年9月18日

都市計画部 都市魅力創造課

1. 改正する条例の名称

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例

(平成24年12月25日条例第61号)

2. 改正趣旨

現在借り上げている都市再生住宅のうち、1戸が退去されたことにより用途廃止し、戸数の変更を行うため、条例の一部を改正するもの

3. 改正内容

戸数の変更(条例第2条)

変更前：21戸

変更後：20戸

新旧対照表

改正部分の抜粋

現行	改正後(案)
(名称等) 第2条 都市再生住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。 名称 大津駅西地区都市再生住宅 位置 大津市御幸町1番9号 戸数 21戸	(名称等) 第2条 都市再生住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。 名称 大津駅西地区都市再生住宅 位置 大津市御幸町1番9号 戸数 <u>20戸</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年11月1日から施行する。</u>

大津駅西地区都市再生住宅の概要

大津駅西第一土地区画整理事業(平成20年から令和3年まで)の施行に伴い、住宅に困窮する者に対応するため、民間事業者が建築した共同住宅を市が借り上げ、困窮者に対して供給している。

(民間建設型都市再生住宅)

所在地:大津市御幸町1番9号

所有者・賃貸人:(株)アーサス

借上戸数:21戸／35戸

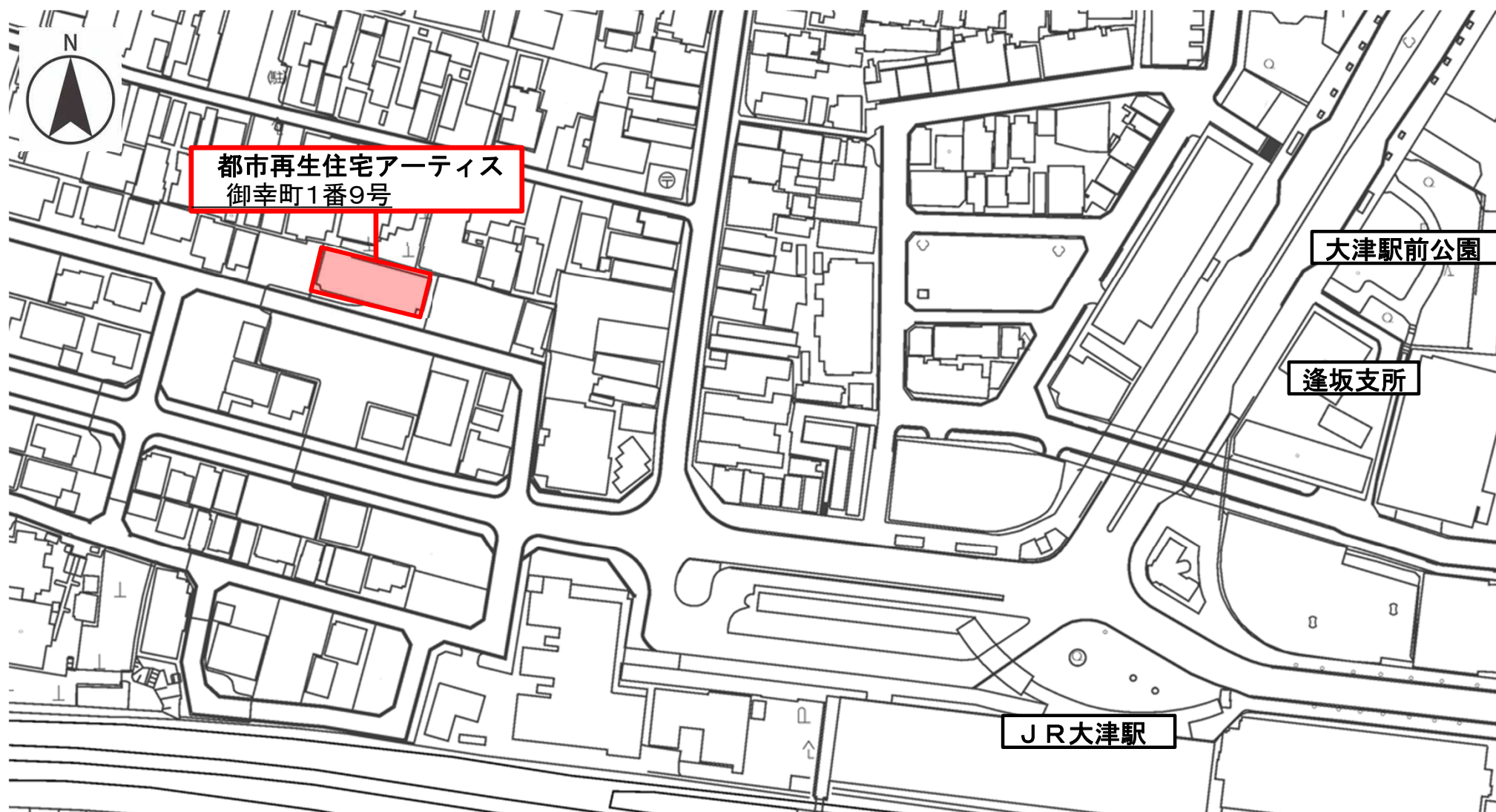
入居戸数:20戸(令和8年8月末現在)

平成25年3月管理開始

現行借上費用:25,177,200円／年間
(借上料・共益費)



都市再生住宅位置図



都市再生住宅の一部用途廃止について

- 大津駅西地区都市再生住宅の管理期間は、平成25年3月1日から令和15年2月末までの20年間であるが、都市再生住宅等管理要領(国土交通省通知)において、管理期間10年が経過した住戸で入居者がなく、将来保有する必要がないものについては、その用途を廃止することができるとされている。
 - 上記により、これまで段階的に当設置管理条例の一部改正を行うとともに空き住戸を賃貸人へ返還している。
(R4年度:35戸→23戸(-12)、R5年度:23戸→22戸(-1)、R6年度:22戸→21戸(-1))
 - 今般、入居者1名の退去に伴い、空き住戸1戸について都市再生住宅としての用途を廃止し、賃貸人へ返還する。
 - 返還する空き住戸は、一般向けに賃貸される予定
- ★借上費用 25,178千円／年 ⇒ 24,059千円／年(1,119千円の減)